

5 芦別市障がい者計画等推進協議会条例施行規則

(平成 18 年 4 月 28 日規則第 56 号)

改正 (平成 19 年 3 月 30 日規則第 23 号)

改正 (平成 21 年 4 月 1 日規則第 37 号)

改正 (平成 21 年 12 月 28 日規則第 73 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、芦別市障がい者計画等推進協議会条例（平成 18 年条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱する機関及び団体)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる委員は、次の各号に掲げる機関又は団体から、それぞれ 1 人以内を委嘱するものとする。

- (1) 社会福祉法人芦別市社会福祉協議会
- (2) 芦別市民生委員児童委員協議会
- (3) 社団法人芦別市医師会
- (4) 医療法人仁恵会中野記念病院
- (5) 社会福祉法人愛和福祉会

2 条例第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる委員は、次の各号に掲げる団体から、それぞれ 1 人以内を委嘱するものとする。

- (1) 芦別市身体障害者福祉協会
- (2) 芦別市手をつなぐ育成会

3 条例第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる委員は、次の各号に掲げる機関又は団体から、それぞれ 1 人以内を委嘱するものとする。

- (1) 北海道滝川保健所
- (2) 滝川公共職業安定所
- (3) 芦別市町内会連合会
- (4) 芦別市特別支援教育連絡協議会

(専門部会)

第 3 条 専門部会に部会長を 1 人置き、当該専門部会を構成する委員の互選によってこれを定める。

2 専門部会は、これを構成する委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、議事を決したときは、その内容を推進協議会に報告しなければならない。
(会長への委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、推進協議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日規則第 23 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 4 月 1 日規則第 37 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 21 年 12 月 28 日規則第 73 号)

この規則は、公布の日から施行する。